

## 議案第5号

埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

令和7年1月28日提出

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄

## 提 案 理 由

令和6年8月1日に総務省消防庁から、緊急消防援助隊の隊員として出動した  
場合の手当の創設について助言があったことに鑑み、本組合職員の特殊勤務手当  
についてもこれに準じた所要の改正を行うため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成25年条例第27号）  
の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 緊急消防援助隊出動手当

第3条中「職員（」の次に「緊急消防援助隊（消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。以下同じ。）の隊員として出動中のものを除く。」を加える。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（緊急消防援助隊出動手当）

第5条 緊急消防援助隊出動手当は、緊急消防援助隊の隊員として出動した職員  
に対し、出動した日1日につき1,080円（管理者が著しく危険であると認  
める区域で活動に従事した場合にあっては、2,160円）を支給する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。